

# 地方交付税の性格

● 国税五税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

## 地方交付税制度の概要

**性格**：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

（参考 平成17年2月15日 衆・本会議 総理大臣答弁）

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

**総額**：所得税・酒税の32%、法人税の34%（平成19年度から）、消費税の29.5%（平成9年度から）、たばこ税の25%

**種類**：普通交付税＝交付税総額の94%、特別交付税＝交付税総額の6%

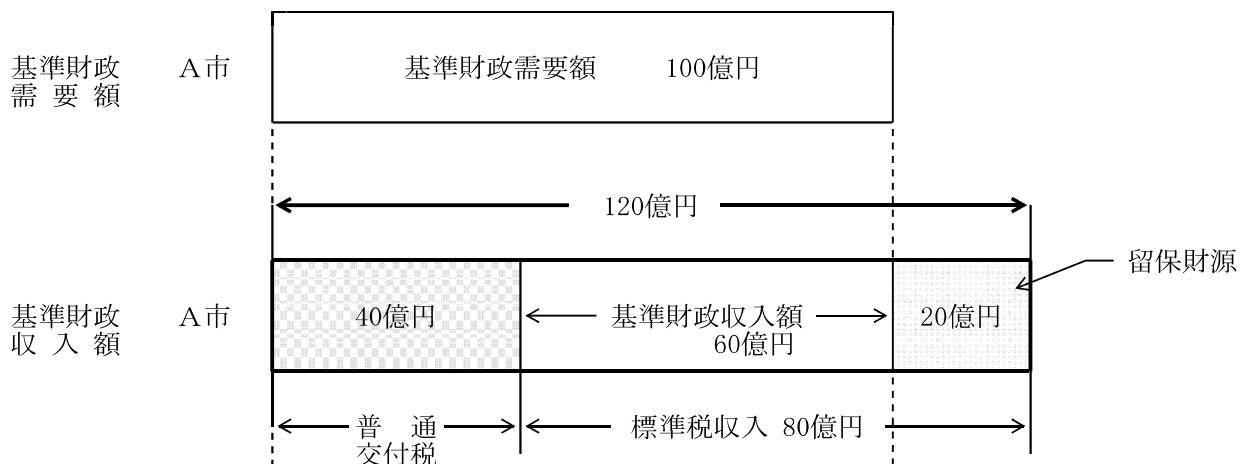
### 普通交付税の額の決定方法：

各団体ごとの普通交付税額 = ( 基準財政需要額 - 基準財政収入額 ) = 財源不足額

基準財政需要額 = 単位費用（法定） × 測定単位（国調人口等） × 補正係数（寒冷補正等）

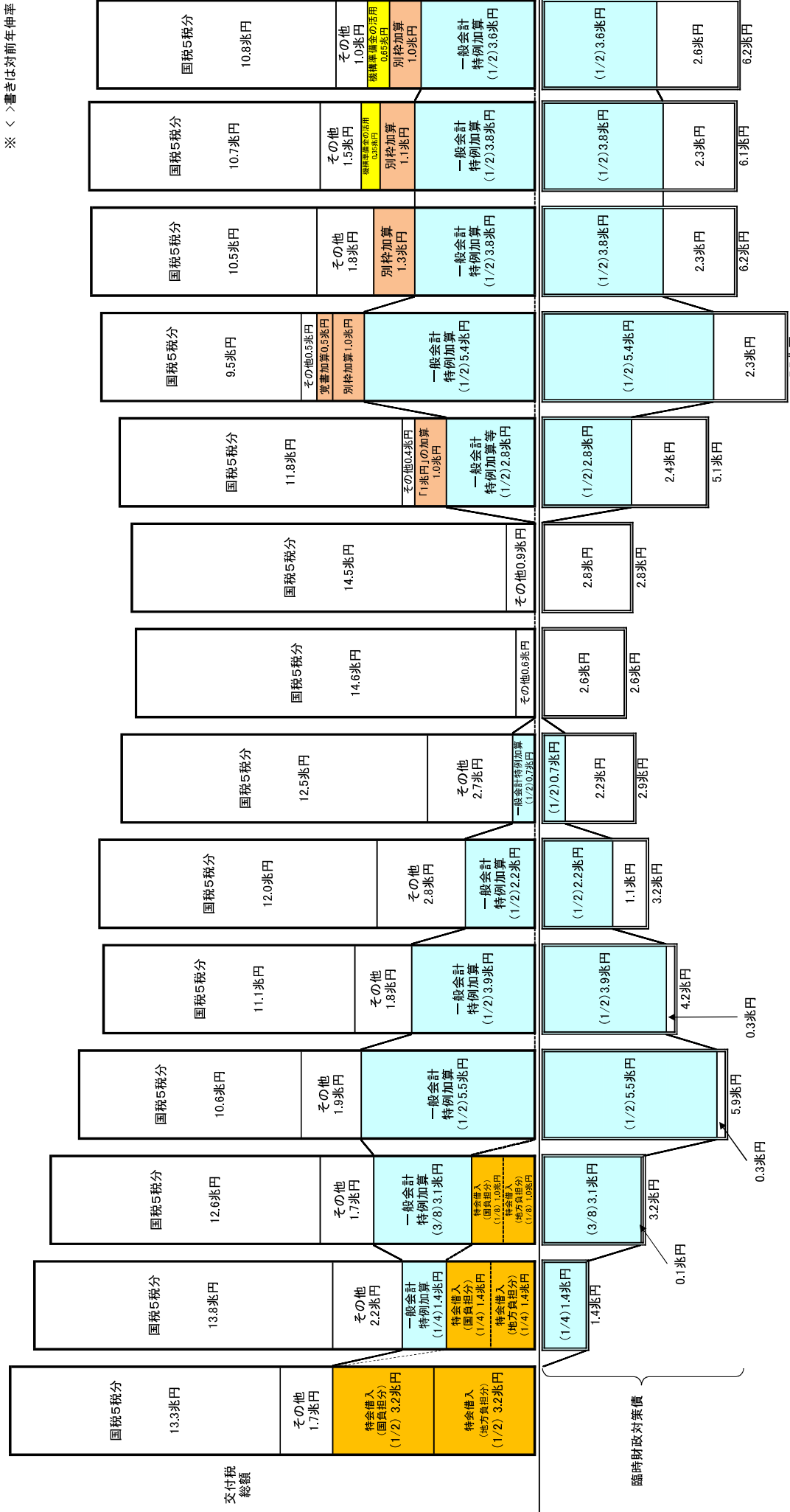
基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率（75%）

### 普通交付税の仕組み



# 地方交付税等総額（当初）の推移（H12～H25）

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
交付税 総額	(21.4兆円) <+2.6%>	(20.3兆円) <△5.0%>	(19.5兆円) <△4.0%>	(18.1兆円) <△7.5%>	(16.9兆円) <△6.5%>	(16.9兆円) <+0.1%>	(15.9兆円) <△5.9%>	(15.2兆円) <△4.4%>	(15.4兆円) <+1.3%>	(15.8兆円) <+2.7%>	(16.9兆円) <+6.8%>	(17.4兆円) <+2.8%>	(17.5兆円) <+0.5%>	(17.1兆円) <△2.2%>



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
地方交付税と臨時財政対策債 の合算額	(21.8兆円) <+1.8%>	(22.8兆円) <+4.5%>	(23.9兆円) <+5.1%>	(21.1兆円) <△12.0%>	(20.1兆円) <△4.5%>	(18.8兆円) <△6.5%>	(17.8兆円) <△5.2%>	(18.2兆円) <+2.3%>	(21.0兆円) <+15.0%>	(24.6兆円) <+17.3%>	(23.5兆円) <△4.3%>	(23.6兆円) <+0.2%>	(23.3兆円) <△1.3%>	

※表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

## 地方交付税率の変遷

- ・ 地方交付税率は、地方財政の財源不足に対処するため、昭和29年度（制度発足時）の20%から昭和30年代を通じて順次引き上げられ、昭和41年度には国税3税の32%に引き上げられた。
- ・ 平成元年度には、税制の抜本改革等を契機に消費税が、国庫補助負担率の見直し等を契機にたばこ税がそれぞれ対象税目に加えられた。
- ・ 平成9年度に消費税の地方交付税率が29.5%に引き上げられたのは、平成6年度の税制の抜本改革による所得税・個人住民税の減税等による減収額、地方消費税の創設による増収額等を総合的に勘案して決められたものである。
- ・ 平成11、12年度に法人税の地方交付税率が32.5%、35.8%に引き上げられたのは、平成11年度の税制改正による恒久的な減税に伴う減収の一部を補填するためである。
- ・ 平成19年度に法人税の地方交付税率が34.0%に恒久化されたのは、恒久的な減税のうち法人事業税などが減税のまま恒久化されたことによる平成19年度以降の地方税の減収の一部を補填するためである。

年 度	所得税	法人税	酒 税	消費税	たばこ税
昭和29	$\frac{19.874}{100}$	$\frac{19.874}{100}$	$\frac{20}{100}$		
昭和30		$\frac{22}{100}$			
昭和31		$\frac{25}{100}$			
昭和32		$\frac{26}{100}$			
昭和33		$\frac{27.5}{100}$			
昭和34		$\frac{28.5}{100}$			
昭和35～36		$\frac{28.5}{100} + \left( \frac{0.3}{100} \right)$			
昭和37～39		$\frac{28.9}{100}$			
昭和40		$\frac{29.5}{100}$			
昭和41～63		$\frac{32}{100}$		* 2	
平成元～8		$\frac{32}{100}$		$\frac{24}{100}$	$\frac{25}{100}$
平成9～10		$\frac{32}{100}$		$\frac{29.5}{100}$	$\frac{25}{100}$
平成11	$\frac{32}{100}$	$\frac{32.5}{100}$	$\frac{32}{100}$	$\frac{29.5}{100}$	$\frac{25}{100}$
平成12～18	* 3 $\frac{32}{100}$	$\frac{35.8}{100}$	$\frac{32}{100}$	$\frac{29.5}{100}$	$\frac{25}{100}$
平成19～	$\frac{32}{100}$	$\frac{34.0}{100}$	$\frac{32}{100}$	$\frac{29.5}{100}$	$\frac{25}{100}$

(注) \* 1  $\left( \frac{0.3}{100} \right)$  は、臨時地方特別交付金  
 \* 2  $\frac{24}{100}$  は、消費譲与税に係るものを除いた消費税に係る率  
 \* 3 平成16年度から平成18年度までは、所得譲与税に係るものを除いた所得税に係る率